



久木田敏副市長が退任
新副市長に小泉智資氏が就任

3月31日付けで久木田敏副市長が退任し、4月1日付けで小泉智資氏が新副市長に就任しました。久木田前副市長は平成25年4月1日から5年間、市政運営等に尽力してきました。小泉新副市長は熊本市出身で、大手広告代理店・博報堂に勤務し、平成28年度から2年間、阿久根市の地方創生担当参事を務めていました。

新副市長
小泉 智資 氏 (61)

前副市長
久木田 敏 氏 (64)

このたび、3月31日をもちまして副市長を退任いたしましたこととなりました。平成25年4月からの5年間、市長の補佐役として微力ではございましたが、市民の福祉の向上と枕崎市政の発展を願い、誠心誠意取り組んでまいりました。この間、公私ともに皆様方のご指導・ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。大した病氣もせず、勤め上げられましたことは、私にとつて最大の喜びであり、私と同時に、これもひとえに、今日まで市民の皆様を支えていただいたお陰であり、



このたび、副市長を拝命しました。重責に身の引き締まる思いであります。私は36年間広告・コミュニケーション業務に従事し、その後、内閣府の地方創生人材支援制度で2年間、阿久根市にて地方創生の仕事を行いました。これまでの経験を生かし、市長の掲げる「持続的財政強化のための産業競争力向上」、「子育て支援」、「地域と人のつながり、コミュニケーションの再構築」の実現に市民の皆様と市職員とともにスピード感を持って取り

長い間 お世話になりました

心から感謝申し上げます。さて、少子・高齢化が進む中で、私たちの枕崎が元気な町であるためには、市民一人おひとりがお互いに助け合い、協働・連携していく気持ちをもち続けることが一番大切だと思います。そして、なによりも大切なことは健康であることです。皆様も、自分の健康は自分で作る、そして自分で守ることを大切にいつまでも元氣におくらしくください。最後に、これからも枕崎がますます発展していくことを心からお祈り申し上げます。退任のご挨拶といたします。

枕崎をひとつに

枕崎が目指すビジョンである「活力ある地域産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」実現のために、枕崎をひとつにする「ワン枕崎」を肝に銘じて取り組めます。市民の皆様のご支援・ご協力をお願いしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

65歳以上の方の介護保険料が
変更になりました

介護保険

平成30年度から平成32年度までの介護保険料基準額が変更になりました。介護保険料は、基本的に今後3年間に必要な介護サービス総費用のうち、第1号被保険者の負担分を第1号被保険者数で割って決められます。本市では、平成30年度から3年間に必要な介護サービス総費用額を約8億2,200万円と見込みました。このうち第1号被保険者の負担分を第

1号被保険者数で割ると、6018円になりましたが、今まで積み立てた準備基金を1億円取り崩した結果、平成30年度から32年度までの基準額(月額)は5645円となりました。平成30年8月の介護保険料本算定により対象者へは通知されます。■問合せ 福祉課高齢者介護係 TEL 721111 (内線131・132)

●平成30年度から32年度分の介護保険料(年額)

区分	対象者	保険料	年額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	0.45	30,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円以下の方	0.75	50,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1・第2段階以外の方	0.75	50,700円
第4段階	課税世帯で本人が市民税非課税かつ合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	0.90	60,900円
第5段階	課税世帯で本人が市民税非課税で第4段階以外の方	1.00	67,700円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	81,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.30	88,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円未満の方	1.50	101,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の方	1.70	115,000円

後期高齢者医療の保険料率と
軽減措置が変わりました

後期高齢者医療

■保険料率の変更について

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行ってまいります。平成30・31年度の保険料率は次のとおりです。

軽減割合	世帯(同一世帯の被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割年額
5割軽減	33万円(基礎控除額)+27万5千円×被保険者数 ※改正前は27万円	25,200円
2割軽減	33万円(基礎控除額)+50万円×被保険者数 ※改正前は49万円	40,400円

■軽減措置の変更について

◎均等割額の軽減対象者の拡大
世帯の所得に応じて軽減さ

れる均等割の5割軽減と、2割軽減の対象が上表のとおり拡大されました。

◎所得割額の軽減措置の廃止
特例措置の見直しにより、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の低所得者に適用されていた所得割額の軽減措置は、平成30年度から廃止されました。

◎被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が変更
制度に加入したときに、被

用者保険(会社の健康保険など)の被扶養者だった方の均等割額の軽減割合が5割軽減になりました。

※均等割額が9割軽減及び8・5割軽減に該当する方は9割軽減、8・5割軽減が優先となります。

■問合せ 税務課課税係 TEL 721111(内線154・155)、鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課保険料班 TEL 099-2061329

業務委託人・囑託人を募集

募集

■道路作業用重機械運転業務委託人(随時募集)

希望者は、採用試験受験申込書(総務課備付け)と自動車運転免許証の写し、車両系機械運転技能講習修了証の写しを総務課職員係に提出してください。

業務内容 市道の道路作業用重機械(2ト・4トダンプ、タイヤショベル、バックホー等)運転業務
募集人員 1名
応募資格
・市内に居住している方
・平成30年4月2日現在の年齢が満65歳以下で、心身ともに健康な方

・大型特殊自動車及び普通自動車(平成19年4月2日以降新たに免許を取得している場合は中型免許)免許を有する方
・車両系建設機械の技能講習を修了している方
募集期間 随時
選考方法 面接試験
試験日・場所 一定期間の応募

■道路作業員業務囑託員(随時募集)

希望者は、採用試験受験申込書(総務課備付け)と自動車運転免許証の写しを総務課職員係に提出してください。

業務内容 市道等の維持補修作業業務
募集人員 1名
応募資格
・市内に居住している方
・平成30年4月2日現在の年齢が満65歳以下で、心身ともに健康な方

・普通自動車免許を有する方
・農作業または土木作業等の経験のある方
募集期間 随時
選考方法 面接試験
試験日・場所 一定期間の応募

■金山浄水場管理業務委託人

希望者は、採用試験受験申込書(水道課備付け)を水道課管理係へ提出してください。

業務内容 金山浄水場運転・監視及びその他水道施設の管理業務
募集人員 1名
応募資格
・昭和28年4月2日以降に生まれた方
・市内在住の方で7月2日から勤務できる方

・普通自動車免許を有する方
選考方法 作文試験、面接試験
応募締切 5月10日(木)午後5時15分までに直接提出
試験日 5月22日(火)
募集要項等その他詳細については、申込書提出時に説明します。
■問合せ 水道課管理係 TEL 7210224